

講習の内容

- 1 横浜市の補助制度等の概要
- 2 木造住宅耐震改修促進事業の概要
(補助対象・補助金額等)
- 3 設計・施工事業者登録制度について
- 4 木造住宅耐震改修促進事業の申請について

4 木造住宅耐震改修促進事業の申請について

- (1) 申請のフロー
- (2) 申請にあたっての注意点
- (3) 申請書類について
- (4) 建築基準関係法令等への適合
建築基準関係法令等に係る是正工事の確認

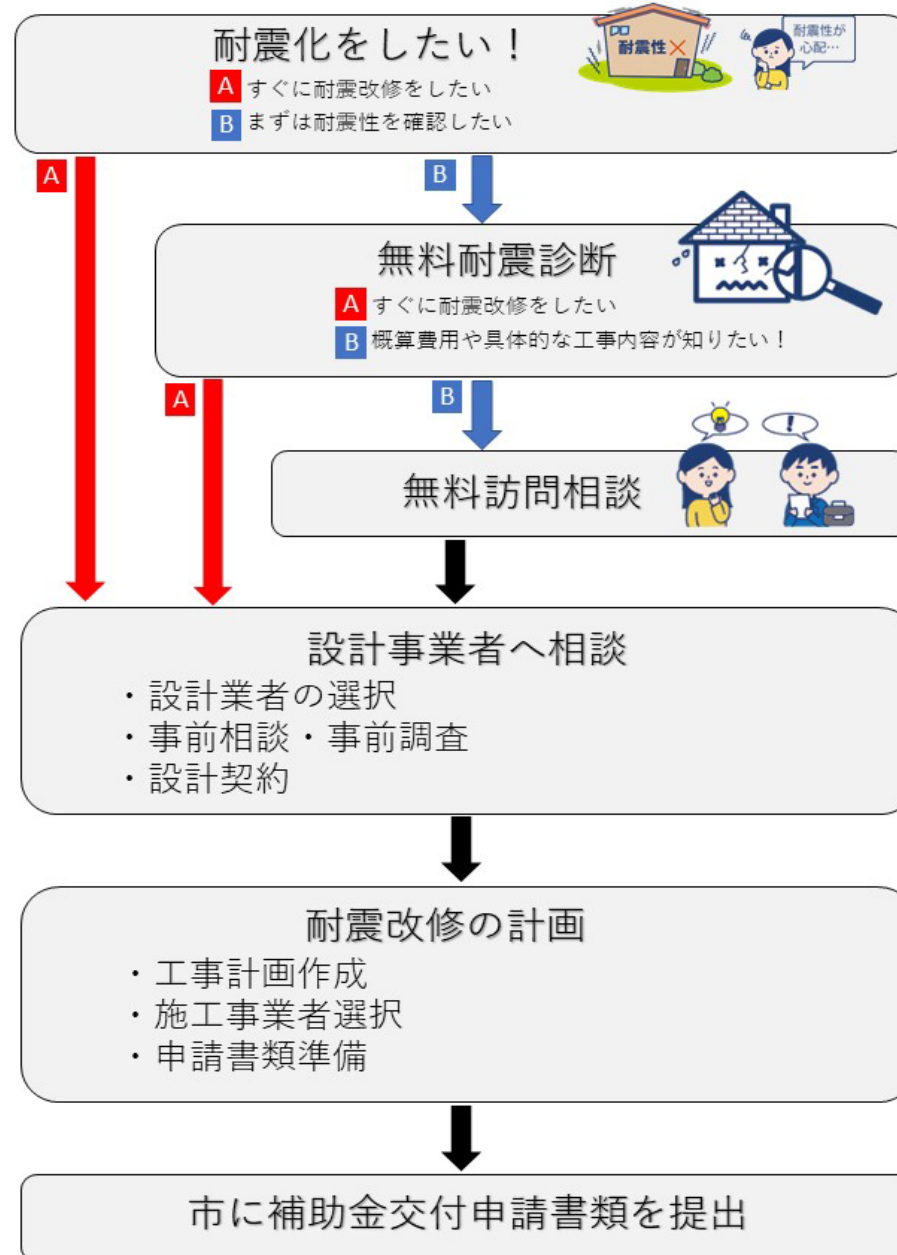
4 木造住宅耐震改修促進事業の申請について

(1) 申請のフロー

(2) 申請にあたっての注意点

(3) 申請書類について

(4) 建築基準関係法令等への適合
建築基準関係法令等に係る是正工事の確認



(1) 申請のフロー

(手引きP18) 5



《無料耐震診断～無料訪問相談まで》

① 無料耐震診断

建物所有者からの申込を受け、市の耐震診断の対象となる住宅に、**市が耐震診断士を無料で派遣**し、一般診断法での耐震診断を実施する。

耐震診断報告書は、後日、申込者宛に郵送。

② 無料訪問相談

耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の場合に、相談員が自宅を訪問し、**耐震診断の結果、耐震改修の概算費用、一般的な耐震改修工事の方法等について説明**を行う。

訪問相談を希望する場合は、耐震診断報告書の発行後に別途申込が必要。

(1) 申請のフロー

(手引きP18) 6



《設計事業者へ相談》

③ 設計業者の選択

申請者が、登録事業者名簿を参考に、設計事業者を選択する。

④ 事前相談・事前調査

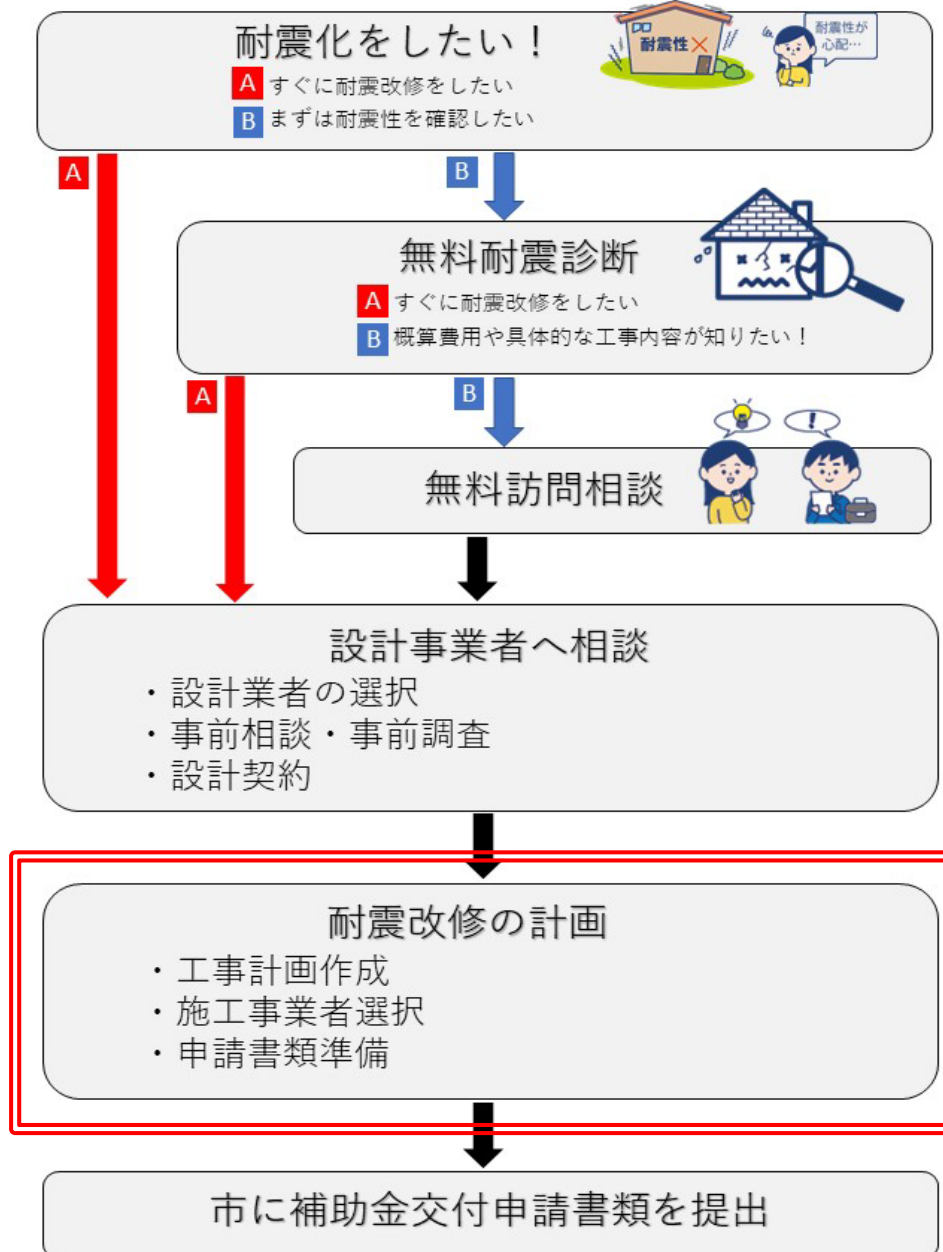
設計者は、補助対象建築物及び補助対象者であるかを事前調査をすること(この際、事前調査の費用及び申請については申請者に対して説明を必ず行うこと)。
また、必要に応じて市への事前相談を行うこと。

⑤ 設計契約

設計者は、**補助対象建築物及び補助対象者であることを確認してから**、設計契約を行うこと。

(1) 申請のフロー

(手引きP18) 7



《耐震改修の計画》

⑥ 工事計画作成

申請者が希望する予算額や建物の状態を考慮して、十分に申請者と相談した上で使用する耐震診断方法を決定すること。

⑦ 施工事業者選択

⑧ 申請書類準備

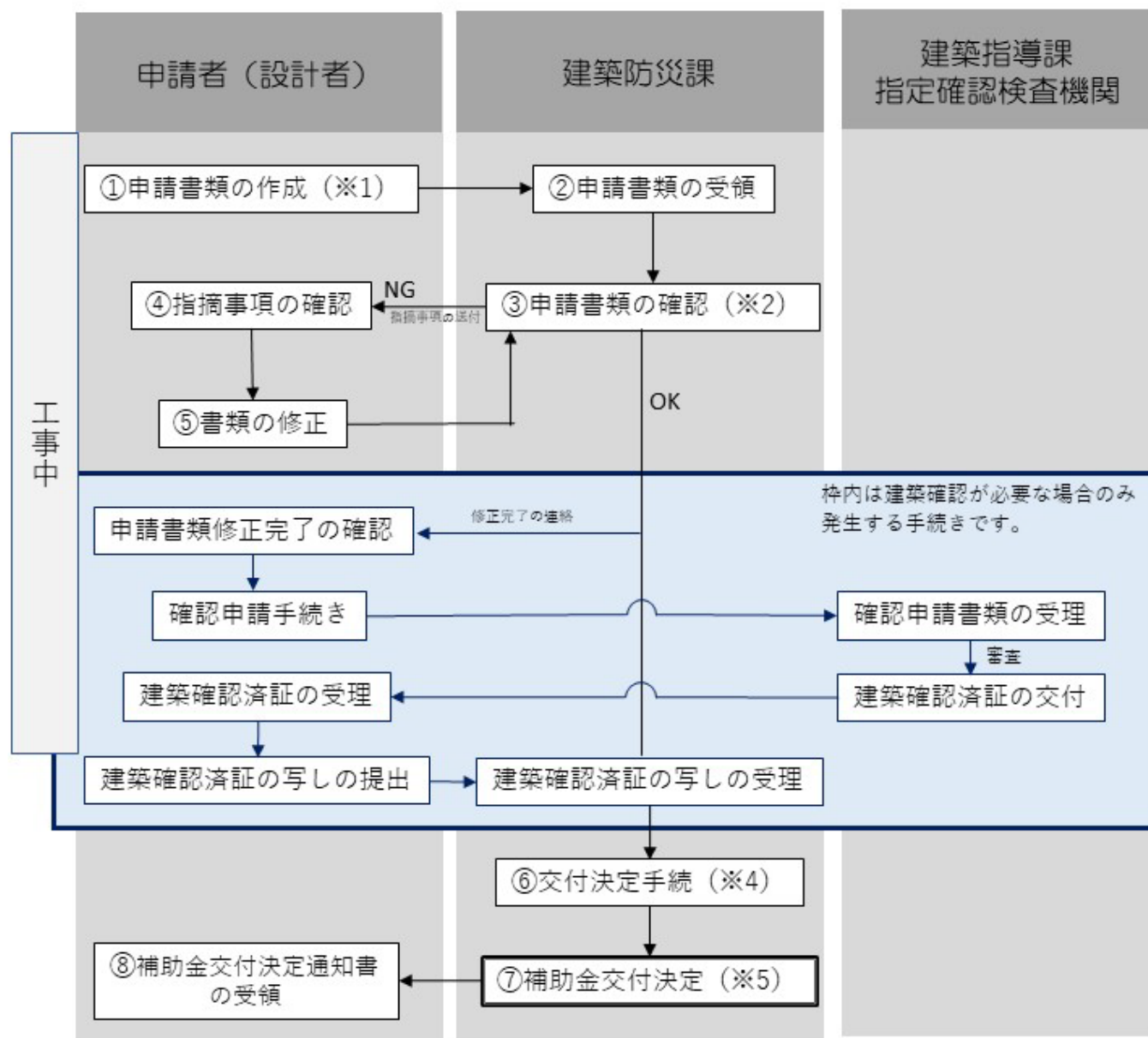
受付期間及び受付件数を市が定める可能性があるので、適宜状況を確認すること。

【注意】

工事契約は、市から補助金交付決定通知が発行されるまでは行わないこと。**事前に契約してしまうと補助金が交付されません！**

(1) 申請のフロー

(手引きP19) 8



補助金交付申請

(手引きP21)

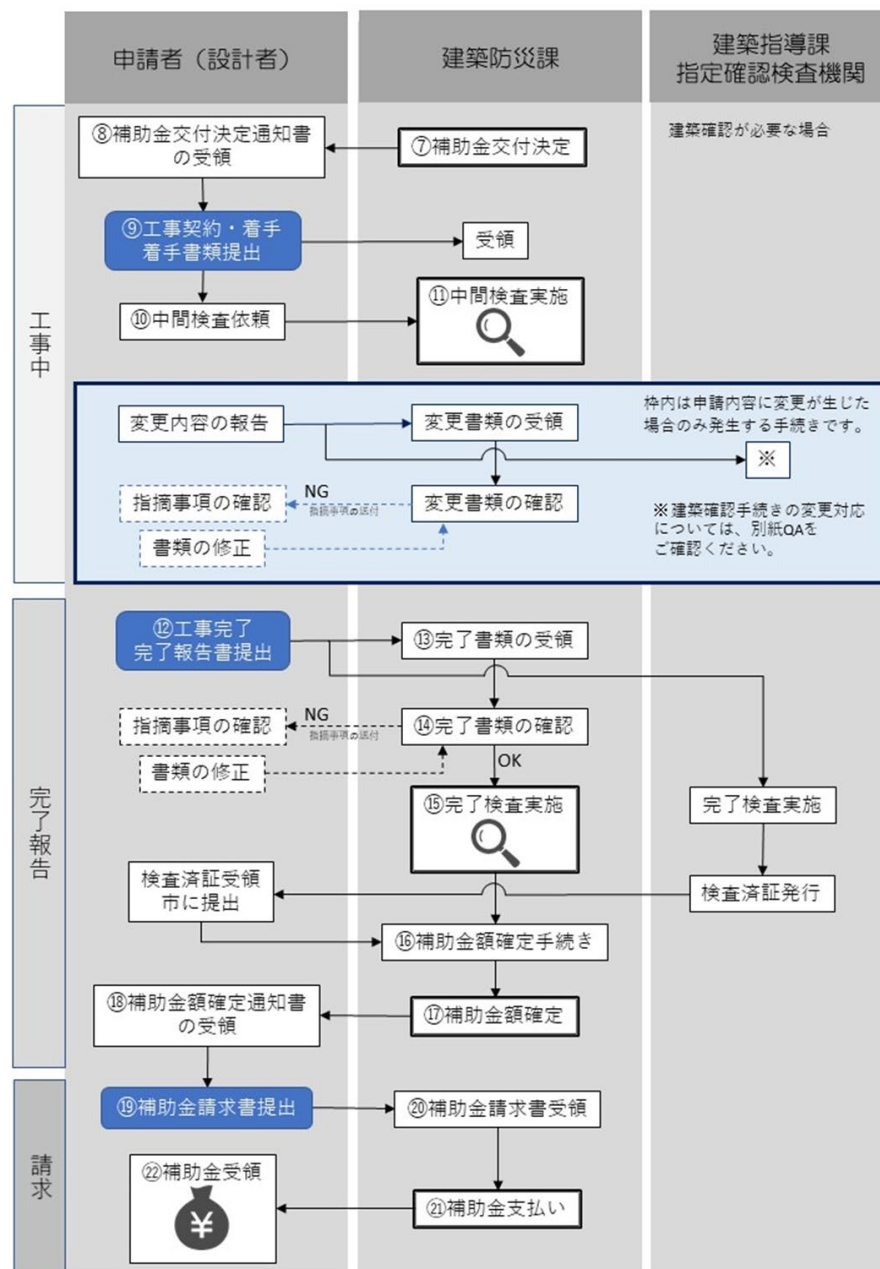
- ◇ 「補助金交付申請書」を提出した後、**市の審査期間に通常約1か月半を要する。**
(指摘・修正箇所が多量の場合はこれ以上となることもある。)
審査期間を含めて、予め十分な余裕を見込んだ工程計画を立てること。
- ◇ 申請には、年度ごとに受付期間及び受付件数があるので、注意すること。
- ◇ 提出物や添付書類等については、申請の手引きP.25～「1 補助金交付申請に係る提出物一覧」を参照すること。

補助金交付決定通知

- ◇ 補助金交付決定通知書で補助区分及び補助金交付予定額を通知。
(補助金額の確定は、耐震改修工事完了報告後であり、**当該工事が完了しない場合には補助金の交付は行わないので注意！**)
- ◇ 通知と併せて、中間・完了検査の項目及び検査員氏名についてお知らせ。
- ◇ 補助金交付決定通知以前に、耐震改修工事に係る事業が補助金交付申請を行った年度内に実施することが困難であることが発覚した場合は、耐震改修工事の取りやめを行い、改めて次年度以降に申請を行うこと。

(1) 申請のフロー

(手引きP20) 10



(手引きP21)

工事契約及び工事着手

- ◇ 工事契約は、補助金交付決定の通知日から、速やかに行うこと。
- ◇ 契約者は申請者と同一とすること。
- ◇ 契約書には「着手年月日」と「完了予定年月日」を記載すること。（「完了予定年月日」については、申請書に記載した「完了予定年月日」から1か月以上延長される場合は「変更報告書」の提出が必要となりますので、市に相談ください。）
- ◇ 工事契約後は、速やかに工事着手すること。
- ◇ 工事工程が決まり次第、検査員に連絡をとり、検査員に工事工程表を渡すこと。

着手届及び中間検査申請

- ◇ 「着手届」は、工事着手後速やかに提出すること。
- ◇ 「中間検査依頼書」は、中間検査を受検する5日前までに提出すること。提出がない場合には、中間検査を実施できないので、注意すること。
- ◇ 着手届の添付書類等については、申請の手引きP. 39～「4 着手届の書類」を参照すること。
- ◇ 工事着手前に、耐震改修工事に係る事業が補助金交付決定通知を受けた年度内で実施することが困難であることが発覚した場合は、耐震改修工事の取りやめを行い、改めて次年度以降に申請を行うこと。

(手引きP21～22)

中間検査

- ◇ 検査員に直接連絡を取り、次の工程で中間検査を受検すること。
(検査日の直前の検査予約は対応できない場合があるため、余裕を持って予約すること。)

【中間検査を行う工程】

- ◇ 基礎の配筋完了時(1回)
- ◇ 筋かい・面材・金物等設置完了時(原則1回)
- ◇ 既存屋根撤去完了時(1回)
- ◇ その他市長が必要と認める工程

- ◇ 耐力壁工事については、検査を行う工事箇所数を市が指定。実際に中間検査を実施する箇所は、次頁の各号に掲げる事項を考慮して、工事監理者(代表となる設計者)と協議のうえ、検査員が決定。

(手引きP21～22)

中間検査

- 1) 壁の耐力の合計がより大きい工事箇所において実施する。
- 2) 柱の引抜き力、又は、設置する柱頭・柱脚金物の許容耐力が大きい工事箇所において実施する。
- 3) 中間検査を実施する工程が、筋かい設置完了時、面材設置完了時及び金物等設置完了時のいずれかに偏りのないようにする。

◇ 検査を受検する前に、必ず代表となる設計者(※)による検査を行うこと。

また、検査には、代表となる設計者が立ち会うこと。

※ やむを得ない理由がある場合は、当該事業者にも所属する建築士の立ち会いでも可。
(完了検査においても同じ。)

◇ 中間検査の内容は記録に残し、検査員から指示がある場合には従うこと。

(手引きP23)

工事完了

完了実績報告書一式を提出する前に、代表となる設計者による検査を行い、耐震改修工事に係る計画どおり適正に施工されていることを確認すること。

完了実績報告

- ◇ 補助対象外工事を含む、全ての工事が完了したら、速やかに完了実績報告書一式を提出すること。
- ◇ 完了実績報告書を提出した後、完了検査を実施。
- ◇ 完了実績報告には、年度ごとに提出期限が定められる。当該期限までに完了実績報告書一式が提出されず、補助金額確定が年度内に行われなかった場合には、補助金が交付されないので、注意すること。
- ◇ 報告書一式については、申請の手引きP. 40～「6 完了実績報告の書類」を参照すること。

(手引きP23)

完了検査

- ◇ 検査を受ける前に、工事内容等に変更がある場合は、変更がある旨を市に報告すること。
市が求める場合は、変更となる書類を市に提出し、市の確認が完了してから検査を行うこと。
- ◇ 完了実績報告書一式の提出がない場合には、完了検査を実施できないので、注意すること。
- ◇ 検査員に連絡し、完了検査を受検すること。(中間検査同様、余裕を持って連絡すること。)
- ◇ 検査には、代表となる設計者が立ち会うこと。
- ◇ 現地の出来形をもとに検査を行う。検査員からの指示がある場合は、それに従うこと。
- ◇ 確認申請を要した場合は、別途、建築基準法の完了検査を受検し、検査済証を取得すること。

(手引きP23)

補助金額確定通知

- ◇ 完了検査実施後、耐震改修工事が適切に実施されたことを現場及び完了実績報告書にて確認した後に、「補助金額確定通知書」「耐震改修済証」「住宅耐震改修証明書(所得税特別控除用と固定資産税・都市計画税減税用で計二枚)」を市が発行のうえ、申請者へ郵送する。
- ◇ 「補助金額確定通知書」では、最終的に確定した補助金額を通知。

耐震改修促進税制

市が発行する場合
(住宅耐震改修証明書(抜粋))

住 宅 耐 震 改 修 証 明 書	
上記家屋が(1)の要件を満たすこと及び当該家屋に係る住宅耐震改修の費用の額が(2)の額であったこと又は上記家屋において地方税法施行令第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修が行われたことについて証明します。	
証 明 年 月 日	年 月 日
証明を行った地方公共団体の長	印

(用紙 日本産業規格 A4)

事業者が発行する場合
(増改築等工事証明書(抜粋))

増改築等工事証明書	
証明申請者	住 所
	氏 名
家屋番号及び所在地	
工事完了年月日	

I. 所得税額の特別扣除

1. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合(住宅借入金等特別税額控除)

(1) 実施した工事の種類

第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替				
第2号工事	1 棟の家屋でその構造上区分された数個の部分と独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切り壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替				
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下				
第4号工事 (耐震改修工事)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準				
第5号工事 (バリアフリー改修工事)	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口のドアの改良 8 床材の取替				
第6号工事 (省エネ改修工事)	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合 にエネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">地域区分</td> <td style="padding: 5px;">1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級</td> <td style="padding: 5px;">1 等級1 2 等級2 3 等級3</td> </tr> </table>	地域区分	1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域	改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3
地域区分	1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域				
改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3				

耐震改修促進税制

【税控除に係る証明書発行の手続きについて】

■市に発行を希望する場合

⇒「補助金額確定通知書」と同時に「住宅耐震改修証明書」を発行し、申請者に郵送。

〈注意点〉

- ◆ 市の補助金申請に係る「完了実績報告書」と同時に、「住宅耐震改修証明書」を2部提出する必要がある。（1部は所得税の特別控除用に、1部は固定資産税減額措置用に発行。）
- ◆ 申請者の「住所」「電話」「氏名」「家屋の所在地」のみを記入し、提出する。

■登録事業者及び一時登録事業者が発行する場合

⇒「増改築等工事証明書」を発行

※ 所得税の特別控除、固定資産税・都市計画税減額措置には、それぞれ対象となる住宅の要件がある。（補助を受けて改修工事を行った住宅全てが対象となるわけではないので注意！）

固定資産税・都市計画税の減額措置については、工事完了3か月以内に区役所の税務課家屋担当へ手続きをする必要がある。申請者に説明するとともに、当該期間に間に合うように証明書を発行すること。

耐震改修済証

補助を受けて耐震改修を実施した建築物に対して、耐震性を有することを証する書面と、標示物(門標シール)を交付。



<対象要件>

横浜市の耐震改修の補助制度を利用して、耐震診断による点数が1.0以上となる耐震改修工事を実施した木造住宅

標示物(門標シール)

(手引きP23)

補助金請求

- ◇ 補助金額確定通知後、速やかに「補助金請求書」を提出すること。
- ◇ 補助金額確定通知を受けた年度を超えて、一定期間(出納整理期間)を過ぎると、補助金の支払いができなくなる。
- ◇ 添付書類等については、申請の手引きP. 43～「7 補助金請求の書類」を参照。

(手引きP23)

補助金の支払い

- ◇ 補助金請求書の受理から約1か月を目安に、市が申請者の口座に補助金を振り込む。

(手引きP23)

収支決算

- ◇ 補助金額確定通知日より速やかに、「収支決算書」を提出すること。
- ◇ 「収支決算書」の提出がされない場合、交付した補助金の返還を求める可能性がある。
- ◇ 添付書類等については、申請の手引きP. 43～「8 収支決算の書類」を参照。

(手引きP22～23)

【変更が生じた場合】

- ◇ 交付決定通知が発行された後に、申請内容を変更する場合は、変更の手続きが必要。
- ◇ 以前に変更手続きを行っている場合は、前回の変更後の耐震改修工事計画から、今回変更を行う箇所の変更手続きを行うこと。
- ◇ 変更の手続きが適切に行われないうまま、変更に係る契約や工事施工等が行われた場合には、補助金が交付できない場合がある。
- ◇ 変更の内容によって、提出するものが異なる。
提出書類等については、申請の手引きP. 38～「3 変更に関する書類の詳細事項」を参照。

【注意：申請、補助金交付決定の取消し等について】

本事業の申請の手続きには期間が定められてるので注意！

① 補助金交付申請を受理した翌日から起算して90日が経過しても、以下の理由により補助金交付決定ができない場合

- ・ 書類に不備または不整合がある場合
- ・ 当該申請に係る申請者が補助対象者であること、当該申請に係る建築物が補助対象建築物であること、又は当該申請に係る耐震改修工事に要する費用が適正であることが、申請者及び設計事業者から提出された書類により確認できない場合

⇒ 補助金不交付決定

② 市長が定める提出期限までに完了実績報告書一式が提出されず、補助金交付決定通知を受けた年度内に補助金額の確定が行えない場合

⇒ 補助金交付決定の取り消し

(手引きP24)

③ その他横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱に違反した場合

⇒ 補助金交付決定の取り消し
また、既に補助金を交付している場合は、補助金の返還を求める。

※ その他、詳しくは横浜市木造住宅耐震改修促進事業の要綱を確認すること。

【事業者登録の取り消しに関する注意事項】

前2頁の【注意：申請、補助金交付決定の取消し等について】に掲げる期限を超えた場合には、申請者に起因する場合を除き、事業者登録を取り消す（再度の一時登録申請を認めない）場合がある。

また、本事業に係る手続きにおいて、市長が登録事業者（又は一時登録事業者）に書類の追加提出又は訂正を求めた後に、90日以上書類の追加提出又は訂正がされない場合は、事業者登録を取り消す（又は再度の一時登録申請を認めない）場合がある。
ただし、当該事業の申請者に起因する場合は除く。

4 木造住宅耐震改修促進事業の申請について

- (1) 申請のフロー
- (2) 申請にあたっての注意点
- (3) 申請書類について
- (4) 建築基準関係法令等への適合
建築基準関係法令等に係る是正工事の確認

【1 申請手続きの注意点】

(手引きP63)

以下に該当する場合、補助金は支払われない。

- ・ 補助金交付決定通知前の工事契約の締結や工事着手があった場合
- ・ 変更手続きを行わずに、契約の締結及び変更部分の工事着手を行った場合
- ・ 途中で改修工事を取り止めた場合等
- ・ 適正な改修工事が行われなかった場合、その他要綱に違反した場合等

以下に該当する場合、中間検査を実施しない。

- ・ 中間検査を受検する5日前までに、中間検査申請書の提出がない場合
- ・ 中間検査を行う箇所について変更があるにもかかわらず、建築防災課への相談を行っていない場合

その他

- ・ 補助事業の申請の手続きにおいて定められた各期間を超えた場合には、申請の取り下げとして扱う場合があるほか、申請者に起因する場合を除き、事業者登録を取り消す(再度の一時登録申請を認めない)場合がある。

【2 申請者への対応】

(手引きP63～64)

＜登録事業者又は一時登録事業者として注意する点＞

※ 登録事業者又は一時登録事業者の責務に反する行為があったと認められる場合には、登録の取消し又は再度の一時登録申請を認めない場合がある。

● 耐震改修工事の依頼を受けたときの注意点

- ① 市民の方から連絡があった場合、良心的かつ誠実に相談に応じること。
- ② 不安を与えるような言動・行動は慎むこと。
- ③ 依頼を受けたら丁寧に説明・報告をすること。
- ④ 補助金が受けられるか否かの正確な調査を行わないうちに、補助金が受けられないと市民の方に伝えないこと。
- ⑤ 設計契約前に補助対象建築物及び補助対象者か否かの事前調査を行う場合や、見積書を作成する場合等は、必ずその費用等について説明を行い、市民の方の了解を得てから業務を行うこと。

【2 申請者への対応】

(手引きP64～65)

● 耐震改修工事の計画を作成するときの注意点

- ① 現況の建築物の耐震性を把握し、申請者が理解できるように丁寧に説明を行い、申請者の要望をよく聴いたうえで、耐震改修工事の方向性を決定すること。
- ② 申請者の予算や希望する耐震性能、現況の建物の状態等を詳細に把握し、最も適した耐震診断法を選択すること。
- ③ 耐震改修工事後に、大地震が発生した場合の被災の可能性や損傷程度について十分に説明すること。
- ④ 作成した耐震改修工事の計画について、工事の内容・方法、費用、生活への影響・工期・計画変更の可能性等について丁寧に説明を行い、申請者が計画を理解したうえで、計画の了解を得ること。

【2 申請者への対応】

(手引きP65)

● 耐震改修工事を行うときの注意点

- ① 工事着手にあたり、工事の状況や、その日の工事の内容、箇所、時間等について適宜申請者に説明をすること。
- ② 工事着手にあたり、事前に近隣の方に、どのような工事を行い、どのような影響があるかを説明し、理解を得ること。
- ③ 工事着手後、変更を行う場合は、変更理由及び変更内容について、当該変更箇所に着手する前に、申請者に丁寧に説明をすること。

● 耐震改修工事完了後の注意点

工事完了後に、工事施工写真等の施工状況が分かる資料一式を申請者に渡して工事の報告をすること。

【3 その他】

建築防災課に事前相談が必要なもの

- ① 混構造の場合
(建築物の一部に鉄骨や鉄筋コンクリート等がある場合)
- ② 市の耐震診断報告書に「詳細な調査が必要」や「市に相談が必要」と書かれている場合
- ③ その他、補助対象建築物又は補助対象者となるかどうか判断に迷う場合

4 木造住宅耐震改修促進事業の申請について

- (1) 申請のフロー
- (2) 申請にあたっての注意点
- (3) 申請書類について
- (4) 建築基準関係法令等への適合
建築基準関係法令等に係る是正工事の確認

(3) 申請書類について

33

《提出物チェックリスト》

【必ず提出するもの】(手引きP25)

【場合により提出するもの】

(手引きP26)

＜書類名＞	＜参照ページ＞	＜様式＞	＜記入要領＞
① 申請書	P. 27		P. 79～
補助金交付申請書		第 1 号様式	
② 提出書類チェックリスト	P. 27	有	
③ 委任状	P. 27	有	
④ 建物の所在地及び所有者が確認できるもの (以下のうちいずれか)	P. 27		
建物の登記事項証明書 (全部事項証明) (原本)			
その他、建物の所在地及び所有者を確認できるもの			
⑤ 建築年次が確認できるもの (以下のうちいずれか)	P. 28		
建築確認通知書 (確認済証) の写し			
建築確認申請台帳記載証明書			
その他、建築年次を確認できるもの			
⑥ 補助対象者であることが確認できるもの	P. 28		
住民票の写し (原本)			
世帯員確認届出書		様式 3	P. 86
市税の滞納状況を調査することについての同意書		様式 4	P. 88
⑦ 補助対象建築物であること (建築物の概要) が確認できるもの	P. 29		
建築物概要に関する報告書		有	
延床面積、建築面積の根拠となる求積図			
配置図及び建築基準法第 43 条 (敷地等と道路の関係) 及び第 44 条 (道路内の建築制限) に適合していることが確認できる資料			
現況写真 (建築物の外観及び立地状況がわかるもの) (両面可)			
⑧ 実施する耐震改修工事の内容が確認できるもの	P. 29～		
プランニングシート		有	
改修工事仕様一覧表・補助金申請額算出シート		有	P. 83
現地調査シート		有	
耐震診断の計算書 (現況・計画 (N 値含む)) (両面可)			
工事箇所ごとの現況写真 (両面可)			
工事費の見積書 (両面可)		参考様式有	P. 89
⑨ 代表となる建築士が耐震改修促進法施行規則第 5 条第 1 号又は第 2 号に該当していることが確認できるもの	P. 34		
講習会の受講証の写し			
⑩ 本人確認ができる書類の写し	P. 34		
⑪ その他、市長が必要と認めるもの	P. 35		

＜書類名＞	＜参照ページ＞	＜様式＞	＜記入要領＞
⑫ 登録事業者でない事業者が設計又は施工を行う場合	P. 35		
一時登録届出書類一式		一部有	
⑬ 非課税世帯区分で申請する場合	P. 35		
課税 (非課税) 証明書 (原本)			
⑭ 現況に則した登記がされていない場合	P. 35～		
誓約書		様式 1	
申請に係る建築物の所有権確認届出書		様式 2	P. 84
⑮ 申請者が補助対象建築物に耐震改修工事完了後に入居する場合	P. 37		
誓約書		様式 1	
⑯ 建築基準法関係法令等への抵触に係る是正工事が必要な場合	P. 37		
誓約書		様式 1	
⑰ 今回実施する工事に確認申請が必要な場合	P. 37		
誓約書		様式 1	
確認済証の写し			
⑱ 建物の所有者と申請者が異なる場合	P. 37		
戸籍謄本 (戸籍全部事項証明書) (原本)			
承諾届出書		様式 9	P. 85
⑲ 建物の所有者が複数名いる場合	P. 37		
承諾届出書		様式 9	P. 85
⑳ 市の耐震診断を受けている場合	P. 38		
木造住宅の耐震診断報告書の写し			
㉑ 建物の一部に自営の店舗が含まれている場合	P. 38		
店舗の経営者が申請者であることが確認できるもの			
㉒ 特殊な工法を使用する場合	P. 38		
特殊な工法の資料			
㉓ 【壁量充足型】にて耐震改修工事を実施する場合	P. 38		
事前説明シート			

(3) 申請書類について

34

《提出物チェックリスト》

【必ず提出するもの】(手引きP25)

【場合により提出するもの】

(手引きP26)

＜書類名＞	＜参照ページ＞	＜様式＞	＜記入要領＞
① 申請書	P. 27		P. 79～
補助金交付申請書		第 1 号様式	
② 提出書類チェックリスト	P. 27	有	
③ 委任状	P. 27	有	
④ 建物の所在地及び所有者が確認できるもの (以下のうちいずれか)	P. 27		
建物の登記事項証明書 (全部事項証明) (原本)			
その他、建物の所在地及び所有者を確認できるもの			
⑤ 建築年次が確認できるもの (以下のうちいずれか)	P. 28		
建築確認通知書 (確認済証) の写し			
建築確認申請台帳記載証明書			
その他、建築年次を確認できるもの			
⑥ 補助対象者であることが確認できるもの	P. 28		
住民票の写し (原本)			
世帯員確認届出書		様式 3	P. 86
市税の滞納状況を調査することについての同意書		様式 4	P. 88
⑦ 補助対象建築物であること (建築物の概要) が確認できるもの	P. 29		
建築物概要に関する報告書		有	
延床面積、建築面積の根拠となる求積図			
配置図及び建築基準法第 43 条 (敷地等と道路の関係) 及び第 44 条 (道路内の建築制限) に適合していることが確認できる資料			
現況写真 (建築物の外観及び立地状況がわかるもの) (両面可)			
⑧ 実施する耐震改修工事の内容が確認できるもの	P. 29～		
プランニングシート		有	
改修工事仕様一覧表・補助金申請額算出シート		有	P. 83
現地調査シート		有	
耐震診断の計算書 (現況・計画 (N 値含む)) (両面可)			
工事箇所ごとの現況写真 (両面可)			
工事費の見積書 (両面可)		参考様式有	P. 89
⑨ 代表となる建築士が耐震改修促進法施行規則第 5 条第 1 号又は第 2 号に該当していることが確認できるもの	P. 34		
講習会の受講証の写し			
⑩ 本人確認ができる書類の写し	P. 34		
⑪ その他、市長が必要と認めるもの	P. 35		

＜書類名＞	＜参照ページ＞	＜様式＞	＜記入要領＞
⑫ 登録事業者でない事業者が設計又は施工を行う場合	P. 35		
一時登録届出書類一式		一部有	
⑬ 非課税世帯区分で申請する場合	P. 35		
課税 (非課税) 証明書 (原本)			
⑭ 現況に則した登記がされていない場合	P. 35～		
誓約書		様式 1	
申請に係る建築物の所有権確認届出書		様式 2	P. 84
⑮ 申請者が補助対象建築物に耐震改修工事完了後に入居する場合	P. 37		
誓約書		様式 1	
⑯ 建築基準法関係法令等への抵触に係る是正工事が必要な場合	P. 37		
誓約書		様式 1	
⑰ 今回実施する工事に確認申請が必要な場合	P. 37		
誓約書		様式 1	
確認済証の写し			
⑱ 建物の所有者と申請者が異なる場合	P. 37		
戸籍謄本 (戸籍全部事項証明書) (原本)			
承諾届出書		様式 9	P. 85
⑲ 建物の所有者が複数名いる場合	P. 37		
承諾届出書		様式 9	P. 85
⑳ 市の耐震診断を受けている場合	P. 38		
木造住宅の耐震診断報告書の写し			
㉑ 建物の一部に自営の店舗が含まれている場合	P. 38		
店舗の経営者が申請者であることが確認できるもの			
㉒ 特殊な工法を使用する場合	P. 38		
特殊な工法の資料			
㉓ 【壁量充足型】にて耐震改修工事を実施する場合	P. 38		
事前説明シート			

(3) 申請書類について

35

《① 申請書（第1面）》

注意点

令和7年度から新様式になりました。

チェックポイント

◇ 他制度を利用しない場合も○をすること。
(青枠部分)

第1号様式 第1面（第8条第1項関係）

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 年度 補助金交付申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 千
住所
氏名
電話 ()

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第8条第1項の規定により、補助金の交付を受けて、次の建築物の耐震改修工事を実施したいため、必要書類を添えて、当該耐震改修工事に係る補助金の交付申請を行います。

なお、申請にあたっては、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱が適用されることに同意します。

No. _____

添付書類

- (1) 建築物の所在地及び所有者が確認できる書類
- (2) 建築物の建築年次が確認できる書類
- (3) 補助対象者であることが確認できる書類
- (4) 市税の滞納状況を調査することについての同意書
- (5) 建築物の概要が確認できる書類
- (6) 実施する工事内容が確認できる書類
- (7) 見積書
- (8) その他市長が必要と認める書類

耐震改修工事計画を策定する際に用いる耐震診断法（該当に○）

	【精密診断型】 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「精密診断法」
	【一般診断型】 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」
	【壁量充足型】 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定（地震に関する構造耐力に係る部分に限る）に適合するものであることを確認する方法

同意事項（下記に○）

他補助金の利用履歴及び内容を確認するため、関係事業の利用履歴・申請状況及び申請に係る書類等の内容を、横浜市建築局住宅部住宅政策課及び都市整備局防災まちづくり推進室防災まちづくり推進課と共有することに同意します。

※本補助事業は、社会資本整備総合交付金交付要綱に規定する住宅・建築物安全ストック形成事業の国費を充当しています。国又は地方公共団体等から他の補助金又は助成金等の交付を受ける場合は、本補助事業との併用の可否を含め、補助要件を各所管部署にご確認ください。

(A4)

(3) 申請書類について

36

第1号様式 第2面 (第8条第1項関係) (全体設計の承認を受けた場合は、第2面の添付を省略できます。)

1 建築物、設計事業者、設計者及び施工事業者

工事内容		☐ 耐震改修工事のみ ☐ 耐震改修+省エネ改修工事	
建築物	所在地	(地番表示) 区	
	構造及び規模	木造 階建て	
	所有者氏名		
設計事業者	登録事業者	☐ 登録事業者(登録No.) ☐ 一時登録事業者 ☐ よこはま健康・省エネ住宅登録事業者※(登録No.)	
	名称(個人事業者は個人氏名も記入)		
	役職・代表者氏名(法人のみ)		
	本店(主たる事務所)の所在地		
	建築士事務所登録番号	() 建築士事務所() 知事登録第 号	
	建築士事務所名		
	建築士事務所所在地	☐ 上記住所と同じ ☐ 異なる()	
	電話番号・FAX番号	電話: () FAX: ()	
設計者	その他の連絡先 (名称・所在地・電話番号・FAX番号)		
	設計事業者及び建築士事務所に 所属する者のうち、 代表となる設計者(工事監理者)	資格 () 建築士() 登録第 号 氏名	
	設計事業者に所属する者のうち、 その他の担当者氏名	耐震改修促進法施行規則第5条 第1号又は第2号への該当 ☐ 該当 ☐ 非該当	
	登録事業者	☐ 登録事業者(登録No.) ☐ 一時登録事業者 ☐ よこはま健康・省エネ住宅登録事業者※(登録No.)	
施工事業者	名称(個人事業者は個人氏名も記入)		
	役職・代表者氏名(法人のみ)		
	本店(主たる事務所)の所在地		
	電話番号・FAX番号	電話: () FAX: ()	
	その他の連絡先 (名称・所在地・電話番号・FAX番号)		

※“健康・省エネ住宅”に関する講習会を受講、及び、一定の知識や技術を習得し、横浜市建築局住宅政策課に登録した事業者のこと。
工事内容が「耐震改修+省エネ改修」かつ、登録している場合は記載

(A4)

第1号様式 第3面 (第8条第1項関係)

2 耐震診断による点数

耐震診断による点数	現況(改修前)	
	計画(改修後)	
市耐震診断実施	☐ 有 ☐ 無	点数

3 改修工事に係る事業の実施期間

事業の着手予定年月日	年 月 日
事業の完了予定年月日	年 月 日

4 補助区分、利子補給の利用の有無

補助区分	☐ 一般世帯区分 ☐ 非課税世帯区分
利子補給制度【リバース60】	☐ 有 ☐ 無
利用の有無	※有の場合、対象証明申請書(第22号様式)を添付してください。

5 他の補助制度との併用

本事業以外で省エネ改修工事について申請している又は申請する予定の補助制度の有無	☐ 有(以下の表に制度名を記載) ☐ 無
---	--

併用する補助制度

事業名	事業主体
例) 横浜市脱炭素リノベーション住宅推進事業	横浜市建築局住宅政策課

(A4)

《③委任状》

委任状	
委任する者 (代表となる設計者・工事監理者) 資格・氏名	() 建築士 () 登録第 号 印
(又は 上記の者が 所属する 建築士事務所 の代表者)	名称(個人事業主は個人名も記入)
	役職・代表者名(法人のみ)
	本店(主たる事務所)の所在地
	建築事務所登録番号 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
	建築士事務所名
	建築士事務所所在地
	電話番号 () FAX番号 () その他の連絡先 (名称・所在地・電話番号・FAX番号)

(備考) 建築士印を押印してください。建築士事務所印・法人印・法人代表者印は不要です。

上記の者に、下記の建築物について、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に係る下記の手続き一切の権限を委任します。

建築物所在地(地番)	横浜市 区
------------	-------

【委任事項】

- ・ 補助金交付申請及び全体設計承認申請の提出及び訂正
- ・ 着手届及び検査申請の提出及び訂正
- ・ 中間検査及び完了検査の立会い
- ・ 補助金交付申請に係る変更報告書及び全体設計承認申請に係る変更報告書の提出及び訂正
- ・ 補助金交付変更申請及び全体設計変更承認申請の提出及び訂正
- ・ 完了期日変更報告書の提出及び訂正
- ・ 完了実績報告の提出及び訂正
- ・ 補助金請求書の提出
- ・ 収支決算書の提出及び訂正
- ・ 耐震改修工事計画取止め・取下げ届の提出
- ・ 耐震改修工事取止め承認申請書の提出
- ・ その他横浜市木造住宅耐震改修促進事業に係る手続き

年 月 日

委任者(申請者) 〒 住 所
氏名(自署)
電 話 () (A4)

《④建物の所在地及び所有者が 確認できるもの》

※以下のうちいずれかを提出

◇ 建物の登記事項証明書(全部事項
証明書)(3か月以内の原本)

◇ その他、建物の所在地及び所有者
を確認できるもの(手引きP35～)

《⑤建築年次が確認できるもの》

※以下のうちいずれかを提出

- ◇ 建築確認通知書(確認済証)の写し
- ◇ 建築確認申請台帳記載証明書
- ◇ その他、建築年次を確認できるもの

《⑥補助対象者であることが確認できるもの》

提出が必要なもの

- ◇ 住民票の写し
 - 《注意点》・申請日から3か月以内の原本で、居住者全てが記載
(世帯分離の場合は、それぞれの住民票が必要)
 - ・申請者が工事完了後に入居する場合は、現在居住する住所の住民票
 - ・マイナンバーの記載がないもの
- ◇ 世帯員確認届出書
- ◇ 市税の滞納状況を調査することについての同意書

《⑥ 世帯員確認届出書》

様式3 第1面（第6条第2項関係）

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱

世帯員確認届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長届出者（申請者） 氏 名
住 所
電 話 （ ）

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条第1項の規定による補助金交付申請又は要綱第10条第1項の規定による全体設計承認申請に係る次の建築物の世帯員について、次のように届け出ます。

なお、以下の記載事項について事実と相違ありません。また、記載事項について市長が調査及び照会を行う場合は、調査及び照会に協力することを承めます。

1 建築物概要

所在地（地番表示）	
構 造 及 び 規 模	木造 階建

2 要綱第8条第1項の規定による補助金交付申請又は要綱第10条第1項の規定による全体設計承認申請の時点で、1の建築物に居住する者の全員

住民登録（住民票）上の世帯主氏名	世帯主以外の者の人数	住民票の写しの提出
	名	☐ 済 ☐ 未
	名	☐ 済 ☐ 未
	名	☐ 済 ☐ 未

3 要綱第19条第1項第1号の規定による完了実績報告の時点で、1の建築物に居住する予定の者の全員（2に該当する者を除く）

居住する予定の者の氏名	住民票の写しの提出
	☐ 済 ☐ 未
	☐ 済 ☐ 未
	☐ 済 ☐ 未

(A4)

様式3 第2面（第6条第2項関係）

4 2及び3の者と生計を一つとする者（単身赴任等）（該当に○）

	有
	無

(※ 有の場合は以下にその者を記入してください。住民票の写しの提出が必要です。)

氏名	申請者との関係

5 1の建築物に一時的に居住する者（該当に○）

	有
	無

(※ 有の場合は以下にその者を記入してください。)

氏名	居住開始年月日	申請者との関係
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

6 要綱第8条第1項の規定による補助金交付申請又は要綱第10条第1項の規定による全体設計承認申請の前3か月以内に、1の建築物から住民票を異動させた者

	有
	無

(※ 有の場合は以下にその者を記入してください。)

氏名	異動年月日	異動理由（※差し支えない範囲で記入してください。）」
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

(A4)

《⑥ 市税の滞納状況を調査することについての同意書》

様式4（第7条関係）

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱
市税の滞納状況を調査することについての同意書

年 月 日

（提出先）
横浜市長

居住者 千
住 所

（フリガナ）
氏 名

電 話 （ ）

生年月日 西暦 年 月 日

私は、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第6条第2号の規定に基づき、横浜市税のうち、次の税目の納税状況について調査することに同意します。

調査に同意する税目

- 1 市民税
- 2 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- 3 固定資産税（償却資産）
- 4 軽自動車税
- 5 特別土地保有税

（※ 上記1～5は延滞金も含みます。）

（A4）

チェックポイント

- ◇ 居住する／居住する予定の世帯の世帯員全員について提出が必要。
（18歳未満の者、かつ、建物所有者でない者を除く。）

《⑦ 補助対象建築物であること(建築物の概要)が確認できるもの》

提出が必要なもの

◇ 建築物概要に関する報告書

◇ 建築基準法第43条(敷地等と道路の関係)及び第44条(道路内の建築制限)に適合していることが確認できる書類

◇ 現況写真

(提出先)
横浜市長

建築物概要に関する報告書

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第8条第1項に規定する補助金交付申請又は第10条第1項に規定する全体設計承認申請を行う建築物の概要について、以下の通り報告します。

1 新築年次、所在地、及び規模

昭和	年	月	日	※(確認年月日)
所在地(地番表示)				
構造及び規模 木造 階建				

2 建築基準法関係法令等の適合

(1) 敷地等と道路との関係、道路内の建築制限(現況)

建築基準法	法42条1項1号～5号道路	
道路種別	法42条2項道路	狭あい道路整備促進路線 ☐ 該当 ☐ 非該当
(該当するものに○)	法43条第2項の道路状空地	
道路幅員(現況)	m	道路突出の有無 ☐ 無 ☐ 有(不適合)
接道	☐ 適合 ☐ 既存不適格 ☐ 不適合	

(2) 壁面線による建築制限(現況)

壁面線の指定	☐ 無 ☐ 有	壁面線突出の有無 ☐ 無 ☐ 既存不適格 ☐ 有(不適合)
--------	---	--

(3) 容積率・建ぺい率(面積は少数第3位以下切捨て)

敷地面積(A)	m ²	用途地域等
指定容積率	%	指定建ぺい率 %
床面積 ※建築物本体のみ	延べ面積(B)※建築物本体のみ m ² (B)のうち容積対象外延べ面積(C) m ² (B)のうち容積対象延べ面積(D) m ²	現況 計画(概算) m ²
建築物本体による容積率(D/A)	【現況】 %	【計画(概算)】 %
建築面積(E) ※建築物本体のみ	【現況】 m ²	【計画(概算)】 m ²
建築物本体による建ぺい率(E/A)	【現況】 %	【計画(概算)】 %

(4) 建築物の各部分の高さ、高度地区(市街化調整区域内での準用を含む)(現況)

道路斜線	☐ 適合 ☐ 不適合
高度地区	☐ 適合 ☐ 既存不適格 ☐ 不適合 (第 種高度地区)

(5) その他((1)から(4)の不適合及び既存不適格の処置等)(現況に対する計画の処置等)

報告者(代表となる設計士)
資格:() 建築士() 登録第()号
氏名:

《⑧ 実施する耐震改修工事の内容が確認できるもの》

提出が必要なもの

- ◇ プランニングシート
- ◇ 改修工事仕様一覧表
- ◇ 補助金申請額算出シート
- ◇ 現地調査シート
- ◇ 耐震診断の計算書(現況・計画・N値)
- ◇ 工事箇所ごとの現況写真
- ◇ 工事費の見積書

《⑧ 改修工事仕様一覧表》

第1面

[illegible]

第2面

[illegible]

基礎工事

[illegible]

布基礎新設・補強	0
----------	---

工事箇所番号	葺替え工事 ・ 2階減築工事	施工面積 (㎡)	現況屋根葺き材名		計画屋根葺き材名	
	・屋根の軽量化を 目的とした屋根 葺替え工事を行う 場合は「葺替え 工事」と記入 ・2階減築工事に 伴う1階屋根の新 設工事を行う場 合は「2階減築工 事」と記入	・「葺替え工事」の場合 は、葺替えを行う面積を 水平投影面積ではなく、 計画の実長に基づく面 積を記入 ・「2階減築工事」の場合 は、現況の2階屋根の水平 投影と、計画の1階屋根 の水平投影が重なる 部分の、計画の実長に 基づく面積(水平投影面 積ではない)を記入	・「葺替え工事」及び「2階減築 工事」ともに現況の屋根葺き材 名を記入 ・土葺きの場合は、「屋根葺き材 名」+「土葺き」と記入		・「葺替え工事」及び「2階減築 工事」ともに計画の屋根葺き材 名を記入	
例	葺替え工事	123.45	1 階	焼成粘土瓦	1 階	化粧スレート
			2 階	焼成粘土瓦	2 階	化粧スレート
			1 階		1 階	
			2 階		2 階	
			1 階		1 階	
			2 階		2 階	
			1 階		1 階	
			2 階		2 階	
			1 階		1 階	
			2 階		2 階	
			1 階		1 階	
			2 階		2 階	

屋根工事・葺替え	0	m
----------	---	---

(3) 申請書類について

45

《⑧ 補助金申請額算出シート》

補助金申請額算出シート

						J
	工事区分	記入事項	数量	単位	単価	金額
耐震改修工事に係る標準的な費用	基礎工事	基礎工事の施工長さ	0	m	72,700	0
	耐力壁工事	耐力壁工事の施工長さ	0	m	72,500	0
	屋根工事	屋根工事の施工面積	0	m ²	12,100	0
① 合計(耐震改修工事に係る補助限度単価の積算額)						
② 課税区分ごとの補助金限度額 ※該当に「1」を入力	課税			式	1,150,000	
	非課税			式	1,550,000	
③ 工事見積額 (耐震改修工事に係る費用)(消費税抜)						
補助予定額(①～③の最も小さい額)千円未満切捨						0

《⑧ 現地調査シート》

第1面

現地調査シート

No. 1

1 重さ区分 (現況・計画)

種別	材料名	現況	補強後
屋根	軽い屋根 (カラーベスト等)	材料名:	
	重い屋根 (焼成粘土瓦等)	材料名:	
	非常に重い屋根 (土葺き瓦)	材料名:	
外壁	軽い外壁 (サイディング等)	材料名:	
	重い外壁 (モルタル塗り壁等)	材料名:	
	非常に重い外壁 (土塗り壁)	材料名:	
内壁	軽い内壁 (石膏ボード・化粧合板等)	材料名:	
	重い内壁 (土塗り壁)	材料名:	
全体	軽い建物		
	非常に重い建物		

2 壁仕様 (現況)

建築確認申請の図面	新築時	□あり (添付してください)	□なし
増築時	□あり (添付してください)	□なし	
旧住宅金融公庫の中間検査	□受けている	□受けていない	
筋かい	寸法	mm × mm × mm × mm × mm × mm	
	設置状況	□全て良好 □一部不良 □全て不良	
外壁	□モルタル塗り壁 □窯業系サイディング (釘打ち) □土塗り壁 □その他 ()		
内壁	□石膏ボード □化粧合板 □土塗り壁 □その他 ()		

3 基礎仕様 (現況)

種別	仕様	現況
基礎仕様	基礎Ⅰ仕様	
	基礎Ⅱ仕様	
	基礎Ⅲ仕様	

4 金物仕様 (現況)

種別	仕様	現況
柱頭・柱脚	3kN未満 (カスガイ・釘打)	
金物仕様	3kN以上 (CPL・VP)	
	平12建告1460号に適合する仕様	

5 水平断面仕様

1階床下	現況	□足固めあり □足固めなし
2階床	計画	□足固めあり □足固めなし
水平断面の仕様	現況	
	計画	
下層仕様	現況	
水平断面の仕様	計画	
2階小屋	現況	
水平断面の仕様	計画	

第2面

6 目視調査・ヒアリング調査 (該当項目にチェック)

No. 2

項目	該当
建築物形状	比較的形状 特殊な構造 (スキップフロア・不整形・大きな吹抜け等) 不同沈下がある 不同沈下はない
地盤・基礎	基礎工事中、鉄筋を施工していた 基礎工事中、鉄筋を施工していたかどうか記憶にない 上棟時、筋かいは図面通り工事されている 上棟時、筋かいは施工されているかどうか分からない 上棟時、外周壁に合板が貼られていた 外周壁合板がなかったように思う、または分からない 上棟時、柱頭・柱脚金物をみている 上棟時、柱頭・柱脚金物が施工されているかどうか分からない 上棟時、火打梁があった 上棟時、火打梁がなかったように思う、または分からない 2階床下張りには合板を施工していた 2階床下張りはない、または分からない
小屋裏収納	小屋裏・2階床下収納がある (必要耐力算定用床面積積算検討) 小屋裏・2階床下収納がない
被災履歴	床下・床上浸水したことがある (床下劣化重点調査) 火災・ボヤを出したことがある (被災箇所重点調査) 崖崩れの被害にあったことがある (被災箇所重点調査) 車が家に突入してきたことがある (被災箇所重点調査)
維持管理・劣化	屋根材のめくれ、ずれ、欠けがある (重点調査) 屋根材のめくれ、ずれ、欠け等を補修した (改修箇所確認) 軒樋・壁樋の変色、割れ、ずれ、欠けがある (重点調査) 軒樋・壁樋の変色、割れ、ずれ、欠け等を補修した (改修箇所確認) 外壁に苔、亀裂、剥落、めくれ、蟻道がある (重点調査) 露出した柱・梁等に浸み痕、苔、カビまたは蟻害がある (重点調査) 外周壁などの全面改修を行った (改修箇所確認) 雨漏り箇所、クロスのめくれ、カビ、亀裂がある (重点調査) 雨漏り箇所など傷んだところはその都度補修している (改修箇所確認) 浴室に浸み痕、ハガレ、亀裂、カビ、腐朽、蟻害がある (重点調査) 浴室回りは、傷みが気になり改修した (改修箇所確認) 床の傾斜、過度の振動、床鳴りがある (重点調査) 床の傾斜、振動、床鳴り対策の改修を行った (改修箇所確認) 基礎の亀裂、土台・大引・柱に腐朽、蟻道がある (重点調査) 白蟻対策の薬品散布をした

第3面

7 各部の検討 (上部構造評点に反映しない部分) (該当項目にチェック)

No. 3

項目	該当
地盤	良い・普通の地盤 やや悪い地盤 非常に悪い地盤
地形	敷地が傾斜地で、敷地内に盛土、切土部分がある 建築物の周囲に、1.5m以上の擁壁がある 付近は液状化の可能性があると言われている地域である。 河川・湖沼・池等の埋立地である。 地耐力 30kN/m ² 以下の層が3m以上ある。
水平断面の損傷	平面形に凹凸が多い。 2階が荒板等の床で、住宅幅の1/2以上の大きな吹抜けがある。 短辺が4mを超える大きな吹抜けがある。 2階の直下に壁がない外周壁が2面以上ある。 部分2階建てで、2階の直下部分に壁がない。 12畳以上の大きな部屋がある。
横架材接合部の外れ	母屋部分より、下屋部分に壁が多い。 羽子板ボルト等の横架材接合部に補強金物がない。
屋根葺き材の落下の可能性	瓦等 様瓦 補強棟 それ以外 全てを留めつけ 3〜4段毎の留めつけ 留めつけなし 金剛板葺き

(3) 申請書類について

48

《⑧ 工事費の見積書》

【参考様式】

〇〇		邸改修工事見積書		見 本 書 式			
	名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
1	耐震改修工事(補助対象工事)		1	式		〇,〇〇〇,〇〇〇円	消費税抜き
	消費税				〇%	〇〇〇,〇〇〇円	
						〇,〇〇〇,〇〇〇円	消費税込み
2	その他の工事(補助対象外工事)		1	式		△,△△△,△△△円	消費税抜き
	消費税				〇%	△△△,△△△円	
						△,△△△,△△△円	消費税込み
	工事費合計					□,□□□,□□□円	消費税抜き
	消費税				〇%	□□□,□□□円	
						□,□□□,□□□円	消費税込み

補助対象工事と補助対象外工事に分け、消費税も別計上としてください。

〇〇		邸改修工事見積書		見 本 書 式			
	名 称	内 容	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
	耐震改修工事	(補助対象工事)					
1	仮設工事		1	式		△.△△△.△△△円	
2	基礎工事	工事箇所番号 ①	1	式		△.△△△.△△△円	延べ長さ □□ m
3	耐力壁工事	工事箇所番号 ② ~ ⑤	1	式		△.△△△.△△△円	延べ長さ □□ m
4	屋根工事	工事箇所番号 ~		式		円	
5			1	式		△.△△△.△△△円	
							□.□□□.□□□円
	消費税	〇%	1	式		〇.〇〇〇.〇〇〇円	
	合計					△.△△△.△△△円	

補助対象工事については内訳書の明細まで作成します。
様式は任意ですが、内訳書の明細には単価と数量を記述します。
(一式計上は避けます。)

内訳書の明細は工事箇所ごとに分けて作成する必要はありません。
耐力壁工事及び基礎工事の延べ長さを表記します。

(3) 申請書類について

48

《提出物チェックリスト》

【必ず提出するもの】(手引きP25)

【場合により提出するもの】

(手引きP26)

＜書類名＞	＜参照ページ＞	＜様式＞	＜記入要領＞
① 申請書	P. 27		P. 79～
補助金交付申請書		第1号様式	
② 提出書類チェックリスト	P. 27	有	
③ 委任状	P. 27	有	
④ 建物の所在地及び所有者が確認できるもの (以下のうちいずれか)	P. 27		
建物の登記事項証明書(全部事項証明)(原本)			
その他、建物の所在地及び所有者を確認できるもの			
⑤ 建築年次が確認できるもの(以下のうちいずれか)	P. 28		
建築確認通知書(確認済証)の写し			
建築確認申請台帳記載証明書			
その他、建築年次を確認できるもの			
⑥ 補助対象者であることが確認できるもの	P. 28		
住民票の写し(原本)			
世帯員確認届出書		様式3	P. 86
市税の滞納状況を調査することについての同意書		様式4	P. 88
⑦ 補助対象建築物であること(建築物の概要)が確認できるもの	P. 29		
建築物概要に関する報告書		有	
延床面積、建築面積の根拠となる求積図			
配置図及び建築基準法第43条(敷地等と道路の関係)及び第44条(道路内の建築制限)に適合していることが確認できる資料			
現況写真(建築物の外観及び立地状況がわかるもの)(両面可)			
⑧ 実施する耐震改修工事の内容が確認できるもの	P. 29～		
プランニングシート		有	
改修工事仕様一覧表・補助金申請額算出シート		有	P. 83
現地調査シート		有	
耐震診断の計算書(現況・計画(N値含む))(両面可)			
工事箇所ごとの現況写真(両面可)			
工事費の見積書(両面可)		参考様式有	P. 89
⑨ 代表となる建築士が耐震改修促進法施行規則第5条第1号又は第2号に該当していることが確認できるもの	P. 34		
講習会の受講証の写し			
⑩ 本人確認ができる書類の写し	P. 34		
⑪ その他、市長が必要と認めるもの	P. 35		

＜書類名＞	＜参照ページ＞	＜様式＞	＜記入要領＞
⑫ 登録事業者でない事業者が設計又は施工を行う場合	P. 35		
一時登録届出書類一式		一部有	
⑬ 非課税世帯区分で申請する場合	P. 35		
課税(非課税)証明書(原本)			
⑭ 現況に則した登記がされていない場合	P. 35～		
誓約書		様式1	
申請に係る建築物の所有権確認届出書		様式2	P. 84
⑮ 申請者が補助対象建築物に耐震改修工事完了後に入居する場合	P. 37		
誓約書		様式1	
⑯ 建築基準法関係法令等への抵触に係る是正工事が必要な場合	P. 37		
誓約書		様式1	
⑰ 今回実施する工事に確認申請が必要な場合	P. 37		
誓約書		様式1	
確認済証の写し			
⑱ 建物の所有者と申請者が異なる場合	P. 37		
戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)(原本)			
承諾届出書		様式9	P. 85
⑲ 建物の所有者が複数名いる場合	P. 37		
承諾届出書		様式9	P. 85
⑳ 市の耐震診断を受けている場合	P. 38		
木造住宅の耐震診断報告書の写し			
㉑ 建物の一部に自営の店舗が含まれている場合	P. 38		
店舗の経営者が申請者であることが確認できるもの			
㉒ 特殊な工法を使用する場合	P. 38		
特殊な工法の資料			
㉓ 【壁量充足型】にて耐震改修工事を実施する場合	P. 38		
事前説明シート			

《⑫ 登録事業者でない事業者が設計又は施工を行う場合》

提出が必要なもの

- ◇ 設計・施工事業者一時登録届出書
- ◇ 事業者一時登録票
- ◇ 宣誓書(設計区分・施工区分)

等

※詳細は申請の手引きP60～を参照

第9号様式(第12条第1項及び第2項)

横浜市木造住宅耐震改修促進事業
設計・施工事業者一時登録届出書

(申請先)
横浜市長

補助事業を利用する者から、下記の補助事業に基づく住宅の耐震改修にかかる業務のうち、下記の区分について委託したいと申出がありましたので、横浜市木造住宅耐震改修促進事業 設計・施工事業者登録制度実施要綱第12条第1項及び第2項の規定により、一時登録届出書を提出します。この届出書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

補助事業 番号	
一時登録の届出を行う区分 (※ 登録する区分に○印を御記入ください。設計・施工の両方を希望することもあります。)	設計 ・ 施工

年 月 日

申請者 所在地

事業者名

代表者氏名

添付書類

- 1 設計区分の一時登録を申請する事業者
 - (1) 事業者一時登録票(第10号様式)
 - (2) 宣誓書(設計区分・一時登録)(第11号様式)
 - (3) 所属建築士が耐震改修促進法施行規則第5条第1項第1号又は第2号に該当することを証する書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 施工区分の一時登録を申請する事業者
 - (1) 事業者一時登録票(第10号様式)
 - (2) 宣誓書(施工区分・一時登録)(第12号様式)
 - (3) 市内事業者であることを証する書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(A4)

《⑬非課税世帯区分で申請する場合》

提出が必要なもの

◇ 課税(非課税)証明書

《注意点》

補助対象建築物に居住している全ての方の過去2年分の証明書を提出すること(完了後に居住する予定の方、単身赴任者についても同様)

【申請日が1月1日から6月30日までの場合】

申請する年の2か年前と3か年前の各々1年間分(1月1日から12月31日)の証明書

(例)令和7年1月1日～令和7年6月30日の申請の場合

⇒令和6年度(令和5年分)と令和5年度(令和4年分)の証明書

【申請日が7月1日から12月31日までの場合】

申請する年の1か年前と2か年前の各々1年間分(1月1日から12月31日)の証明書

(例)令和7年7月1日～令和7年12月31日 の申請の場合

⇒令和7年度(令和6年分)と令和6年度(令和5年分)の証明書

【誓約書】

提出が必要となる場合

- 《⑭現況に則した登記がされていない場合》
- 《⑮申請者が補助対象建築物に耐震改修工事完了後に入居する場合》
- 《⑯建築基準法関係法令等への抵触に係る是正工事が必要な場合》
- 《⑰今回実施する工事に確認申請が必要な場合》

様式 1 (第 4 条第 1 項、第 5 条第 3 項及び第 4 項関係)

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱

誓 約 書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 氏 名
住 所
電 話 ()

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第 8 条第 1 項の規定による補助金交付申請又は要綱第 10 条第 1 項の規定による全体設計承認申請に係る建築物及び申請者が、要綱第 6 条及び要綱第 6 条に規定する補助対象建築物及び補助対象者に該当することが確認できるよう、要綱第 19 条第 1 項第 1 号に規定する完了実績報告書の提出までに、次の報告を行うことを条件として、当該補助金交付申請又は全体設計承認申請を行います。

なお、要綱第 19 条第 1 項第 1 号に規定する完了実績報告書の提出までに、当該報告ができない場合は、当該申請に係る建築物及び申請者が、補助対象建築物及び補助対象者に該当することが確認できないとして、要綱第 21 条第 1 項の規定により要綱第 9 条第 1 項に規定する補助金交付決定、要綱第 11 条第 1 項に規定する全体設計承認、要綱第 15 条第 2 項に規定する補助金交付変更決定又は要綱第 16 条第 2 項に規定する全体設計変更承認が取り消され、要綱に基づく補助金が交付されないことを了承します。

No. _____

該当する事項 (該当する事項に○をつける)	耐震改修工事に係る事業の完了後の 実績報告書提出までに報告をする事項
	申請に係る建築物の登記の完了 (登記事項証明書の提出) (登記を行う事項:)
	申請に係る建築物への居住の開始 (住民票の写しの提出)
	建築基準法関係法令等への抵触にかかる是正工事の完了 (是正が確認できる資料の提出)
	建築基準法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証の 取得 (検査済証の写しの提出)
	その他市長が報告を求めるもの:

(A 4)

【承諾届出書】

提出が必要となる場合

- 《⑮建物の所有者と申請者が異なる場合》
- 《⑯建物の所有者が複数名いる場合》

《注意点》

- ◇ 補助対象建築物の所有者全員からの提出が必要
- ◇ 登記簿に記載された所有者・持分と整合させること
- ◇ 届出者の住所・氏名は登記簿と整合させること(住所が異なる場合は、それが確認できる書類の提出が必要)

様式 9 (第 16 条関係)

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱

承諾届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届出者(建築物の所有者) 〒
住所
氏名
電話 ()

私は、次の者(申請者)が、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第 8 条第 1 項に規定する補助金交付申請又は同要綱第 10 条第 1 項に規定する全体設計承認申請を行い、次の建築物の耐震改修工事を実施すること、及び当該要綱の規定に基づく補助金の交付を受けることを承諾します。

また、当該建築物について、申請者と賃貸借関係はありません。

1 申請者

住 所	
氏 名	

2 建築物概要

所在地(地番表示)	
構 造 及 び 規 模	木造 階建
所 有 者 氏 名	分の
及 び	分の
当該所有者の持分	分の
※届出者を含む全員	分の

(A 4)

《②⑩市の耐震診断を受けている場合》

提出が必要なもの

- ◇ 木造住宅の耐震診断報告書の写し

《②⑪建物の一部に自営の店舗が含まれている場合》

提出が必要なもの

- ◇ 店舗の経営者が所有者等であることが確認できるもの
 - 【例】・営業に係る許可証の写し
 - ・加盟店契約書の写し

《②②特殊な工法を使用する場合》

提出が必要なもの

- ◇ 技術評価書又は大臣認定証
- ◇ 資格証・受講証（設計・施工に資格や講習会の受講が必要な場合）
- ◇ 壁倍率や壁強さ倍率、基準耐力及び基準剛性が分かる書類

《②③【壁量充足型】にて耐震改修工事を実施する場合》

提出が必要なもの

- ◇ 事前説明シート
（申請者に壁量充足型について説明するために用いる。）

変更の手続き

補助金交付決定通知が発行された後に、補助金交付申請書一式に記載された事項(耐震改修計画)を変更する場合、変更の手続きが必要

●変更に関する書類の詳細事項

変更の際に必要な書類の詳細については次のとおり。
変更内容によって、提出するものが異なります。
提出は1部で、両面印刷は不可。

- ・補助区分の変更(課税区分・非課税区分)
- ・補助金交付申請額の増額
- ・設計事業者及び施工事業者の変更
- ・耐震改修設計に用いる診断法の変更
- ・完了予定期日の変更
- ・上記以外の変更

変更申請

変更報告

【1 「変更申請」が必要な場合】

◇ 次のアからオの場合には、「変更申請」が必要。

ア 補助区分の変更

補助区分の「一般世帯区分」と「非課税世帯区分」の変更を行う場合

イ 補助金申請額に係る変更

補助対象である耐震改修工事の計画を変更することにより、補助金申請額が増額になる場合

ウ 設計及び施工事業者の変更

申請時に申告した事業者と別の事業者に変更を行う場合

エ 耐震診断法の変更

耐震改修工事の計画を策定する際に用いる耐震診断法を変更する場合

オ その他市長が必要と認めた変更

上記のアからエ以外においても、補助金を交付するうえで重要な事項の変更は、変更申請が必要となる場合がある。変更を行う場合には、その手続きについて、建築防災課に確認すること。

【2 「変更報告」が必要な場合】

◇ 耐震改修工事の完了予定年月日を変更する場合

- ・ 市長が定める完了実績報告書一式の提出期限を超えての実施期間の延長はできない（年度をまたぐ変更はできない）。
- ・ 延長期間が1か月を超えない場合、又は、実施期間を短縮する場合は手続き不要。

◇ 【1 変更申請が必要な場合】及び【耐震改修工事の完了予定年月日を変更する場合】に該当しない変更の場合

※ 耐震改修工事の計画が、当初計画から著しく変更になる場合（軽微な変更と認められない場合）は、「変更申請」が必要。

変更が生じた場合の注意点

- ◇ 「変更申請」の場合には、市が申請に対する承認通知書を発行。工事契約を締結していない場合は、通知後速やかに契約すること。
- ◇ 変更契約を行う場合、「変更申請」の場合は通知後、「変更報告」の場合は報告書の提出以降に契約を行うこと。
ただし、補助対象外である耐震改修工事以外の工事費の変更契約については、契約後の変更報告でも可。
- ◇ 変更契約後は速やかに、変更契約書の写しを提出すること。
- ◇ 「変更申請」の場合は、変更箇所工事着工(中間検査の受検を含む)は、必ず通知後に行うこと。
- ◇ 完了実績報告書一式を提出する前に、全ての変更の手続きを終了させていることが必要。

【変更申請の場合】

- ① 変更申請書
 - ◆事業内容変更申請書(第9号様式)
- ② 変更した内容に関する書類一式

【変更報告の場合】

- ① 変更報告書
 - ◆事業内容変更報告書(第11号様式)
- ② 変更した内容に関する書類一式

着手届・中間検査依頼

工事着手後速やかに、かつ、中間検査を受検する5日前までに提出。

着手届・中間検査申請の書類

【着手届】

- ・ 着手届(第7号様式)
- ・ 工事契約書の写し
- ・ 工事工程表

※ 書類作成にあたって、着手年月日・完了予定年月日は統一させること。

【中間検査依頼】

- ・ 中間検査依頼書(第8号様式)

※ 提出は一部、片面印刷

完了実績報告

完了実績報告の書類

<必ず提出するもの>

- ・ 完了実績報告書(第16号様式)
- ・ 工事監理・施工状況報告書(様式7)
- ・ 工事写真
- ・ 工事費用の全額分の請求書又は領収書の写し
- ・ 補助金交付決定通知書及び補助金交付変更決定通知書の写し

<場合によって提出するもの>

- ・ 住宅耐震改修証明申請書・証明書※1※2

※1 両面印刷とすること

※2 所得税用と、固定資産税減額用の証明書の発行を希望する場合は同じものを2部提出すること

- ・ 補助金交付申請の際に誓約した事項に関する報告書類(誓約書を提出した場合)

※ 提出は一部、片面印刷

【工事完了報告の際に提出する工事写真】

◇耐力壁工事の写真 ※工事箇所ごとに撮影

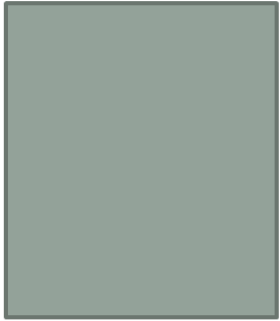
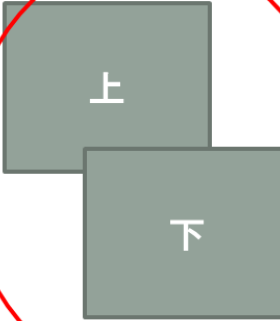
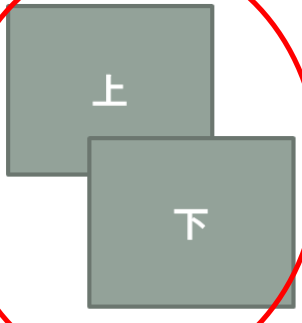
- ①工事着工前
- ②軸組(筋かい等設置)完了時
- ③面材(構造用合板等)設置完了時
- ④工事(仕上げ)完了時

Point

- ・ 工事箇所の耐力壁全体(左右の柱及び上下の横架材)が写るように撮影(遠景からの撮影が難しい場合には、上下2枚に分けて撮影)する。
- ・ 筋交いを入れる箇所ではなくても、解体後の写真を添付する。
- ・ 既存の工法等が写真で確認できない場合は、「〇〇が施工されていることを確認済み。」等の文言を写真帳に記載する。

※工事写真帳フォーム

〇〇 邸

工事箇所番号	NO. 工事箇所名	撮影者
	改修前	軸組
		
備考:	検査員立会	備考: 検査員立会
	面材	完了
		
備考:	検査員立会	備考: 検査員立会

【工事完了報告の際に提出する工事写真】

◇基礎工事の写真 ※工事箇所ごとに撮影

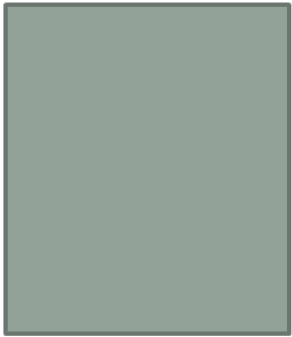
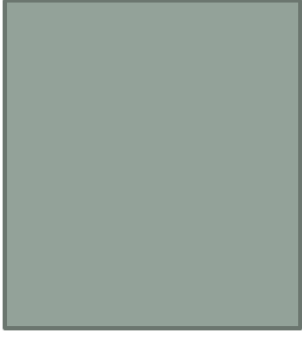
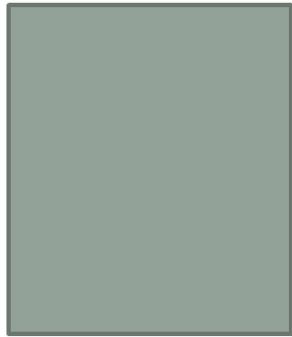
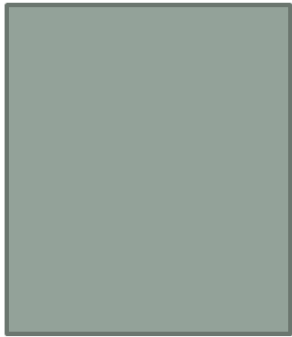
- ①工事着手前
- ②配筋完了時
- ③工事完了時

Point

- ・全体が写るように撮影(全体が一枚で網羅できない場合は、何枚かに分けて撮影)する。

※工事写真帳フォーム

〇〇 邸

工事箇所番号	NO. 工事箇所名		撮影者: 〇〇		
改修前		配筋完了時			
					
備考:		検査員立会	備考:		検査員立会
完了		完了			
					
備考:		検査員立会	備考:		検査員立会

【工事完了報告の際に提出する工事写真】

◇屋根工事の写真 ※工事箇所ごとに撮影

- ①工事着手前(近景&遠景)
- ②既存屋根ふき材撤去完了時
- ③野地板設置完了時
- ④屋根工事完了時(近景&遠景)

Point

- ・遠景が撮れない場合は、全体を網羅できるように区分分けして撮影する。

※工事写真帳フォーム

〇〇 邸

工事箇所番号	NO. 工事箇所名	撮影者: 〇〇
改修前		既存屋根葺き材撤去完了時
近景 遠景		
備考:	検査員立会	備考: 検査員立会
野地板設置完了時		完了
		近景 遠景
備考:	検査員立会	備考: 検査員立会

【誓約書にて誓約した事項に関する報告書類】

【補助対象建築物の登記が必要であった場合】

- ◇ 登記後の「建物の登記事項証明書(全部事項証明)」を提出。

【申請者が補助対象建築物に耐震改修工事完了後に入居した場合】

- ◇ 入居後の「住民票の写し」を提出。

【今回実施した工事に確認申請が必要であった場合】

- ◇ 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する完了検査を受検し、「検査済証の写し」を提出。

【建築基準法関係法令等への抵触に係る是正工事を行った場合】

(報告先)
横浜市長

建築基準法関係法令等に関する違反の是正完了報告書

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第8条第1項に規定する補助金交付申請又は第10条第1項に規定する全体設計承認申請を行い、耐震改修工事を実施した建築物の建築基準法関係法令等に関する違反部分について、当該部分を是正する工事が完了しましたので報告します。

1 所在地及び規模

所在地（地番表示）	
構造及び規模	木造 階建

2 実施した是正工事の内容

(1) 是正工事を実施した建築基準法関係法令等の項目（該当項目に○）	
建築基準法第43条（敷地等と道路との関係）	⇒是正結果が確認できる書類（写真等）を提出してください。
建築基準法第44条（道路内の建築制限）	⇒是正結果が確認できる書類（写真等）を提出してください。
建築基準法第47条（壁面線による建築制限）	
建築基準法第52条（容積率）	
建築基準法第53条（建ぺい率）	
建築基準法第56条（建築物の各部分の高さ）	
建築基準法第58条（高度地区）	
その他（ ）	
(2) 実施した是正工事の概要	

報告者（代表となる設計士）
資格：（ ）建築士（ ）登録第（ ）号
氏名：

(完了実績報告時に以下のものを提出)

第43条（敷地等と道路との関係）

第44条（道路内の建築制限）

⇒・ 是正完了報告書
・ 是正結果が確認できる書類
(是正後の写真等)

第47条（壁面線による建築制限）

第52条（容積率）

第53条（建ぺい率）

第56条（建築物の各部分の高さ）

第58条（高度地区）

⇒・ 是正完了報告書

補助金請求 ※提出は一部、片面印刷

補助金請求の書類

- ・ 補助金請求書(第18号様式)

収支決算書 ※提出は一部、片面印刷

補助金額確定通知後速やかに提出

収支決算書の書類

- ・ 収支決算書(第21号様式)
- ・ 工事費の領収書の写し(完了実績報告時に提出の場合は不要)

取下げ・取止め届

【補助金交付決定前】

事情により耐震改修工事に係る事業を取止め又は取下げる場合は、速やかに「取止め・取下げ届(第13号様式)」を提出。原則として、その他の書類は不要。提出は1部。

【補助金交付決定後】

事情により耐震改修工事に係る事業を取止める場合は、速やかに次の書類を提出。提出は1部で、両面印刷は不可。

- ① 取止め承認申請書(第14号様式)
- ② 交付を受けた通知書の原本
- ③ その他、市長が必要と認めるもの

4 木造住宅耐震改修促進事業の申請について

- (1) 申請のフロー
- (2) 申請にあたっての注意点
- (3) 申請書類について
- (4) 建築基準関係法令等への適合
建築基準関係法令等に係る是正工事の確認

【建築基準法第43条及び第44条への適合について】

確認事項

① 建築基準法第43条

→ 建築基準法上の道路への接道
(建築敷地が、道路に2m以上接する)

② 建築基準法第44条

→ 道路内突出の有無
(道路内に建築物(門及び屏等を含む)や擁壁等が建築又は築造されていない)

➡ まずは・・・**iマッピーで道路種別を確認！**

敷地が接している道路の種別により、
設計ポイントや必要提出書類が異なります

【建築基準法第43条及び第44条への適合について】

★建築敷地の接道状況のわかるもの
(前面道路の幅員が記入された配置図等)の提出は必須！

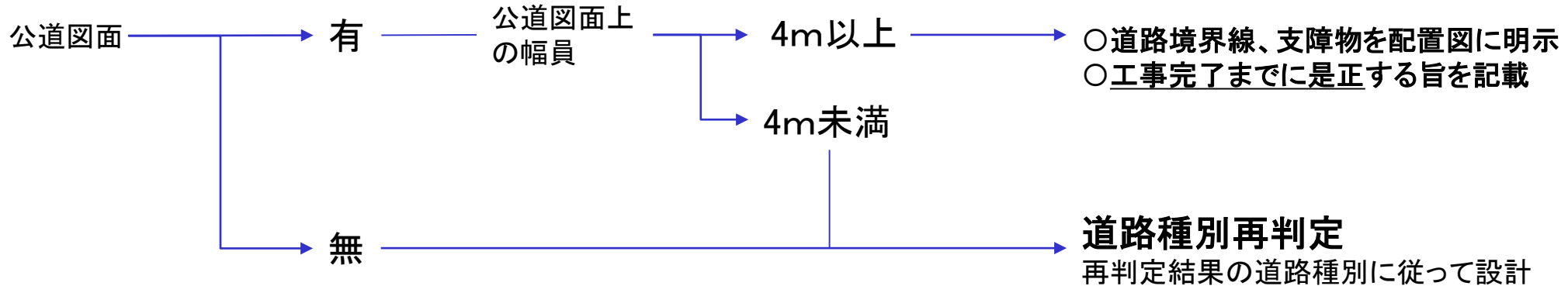
①法第42条第1項第1号～第4号

○ 幅員が4m以上確保されているか？

- ・ 必ず現地で道路の現況幅員や道路境界を確認
- ・ 道路台帳区域線図及び開発登録簿等がある場合、
図面上の幅員が現地でも確保されているか確認

【建築基準法第43条及び第44条への適合について】

現況幅員4m未満の場合(公道の場合)



道路図面上の幅員が確保されていない場合(第1号、第2号の場合)

○ 図面上の道路形態を確保

- ・ 道路境界線を配置図に明示
- ・ 工事完了時までに道路境界から突出している建築物や障害物の撤去を行う(申請書類中に記載)

★必要提出書類

- ・ (公道の場合)道路台帳平面図、道路台帳区域線図
- ・ (私道の場合)開発登録簿の写し(第2号)、公図の写し、地積測量図(第3号)
- ・ 現況幅員の現地メジャーテープあて写真(近景及び遠景、寸法の読み取れるもの)

【建築基準法第43条及び第44条への適合について】

②法第42条第1項第5号

- 現況幅員が道路位置指定図上の指定幅員以上確保されているか？
- 道路位置指定図どおりの隅切りが確保されているか？（角地の場合）

道路位置指定図どおりに道路形態がない場合

○ 原則、道路位置指定図どおりの形態を復元する

- ・ まずは、建築防災課に相談を。状況に応じ、復元方法等について建築指導課に相談を。

位置指定道路の復元が必要な場合は・・・

- ・ 配置図内に正しい位置指定道路の位置を明記
- ・ 工事完了時までには復元を行う（申請書類中に記載）

★必要提出書類

- ・ 道路位置指定図（よこはま建築情報センターで取得）
- ・ 現況幅員、隅切の現地メジャーテープあて写真（近景及び遠景、寸法の読み取れるもの）

【建築基準法第43条及び第44条への適合について】

③法第42条第2項(狭あい道路整備促進路線以外)

- まずは建築防災課に報告の上、
建築指導課へ2項道路の中心線(後退線)等の相談を！
- 道路後退線から突出している建築物等がないか確認！

道路後退線より突出している建築物等がある場合

道路後退線から突出している建築物(門や塀等を含む)や擁壁等の支障物の撤去を行う

- ・ 配置図に、道路種別・道路中心線及び道路後退線・支障物・道路排水設備(U字溝)・市杭や公道の境界線(公道の場合)を明記
- ・ 工事完了時まで支障物の撤去を行う(申請書類中に記載)

★必要提出書類

- ・ 配置図(2項道路の中心線を明示したもの)
- ・ 現況幅員の現地メジャーテープあて写真(近景及び遠景、寸法の読み取れるもの)
- ・ (公道の場合)道路位置指定図、道路台帳区域線図
- ・ その他、道路後退の判断資料等

【建築基準法第43条及び第44条への適合について】

④法第42条第2項(狭あい道路整備促進路線)

- 狭あい道路担当(建築防災課)に協議書を提出！
- 道路後退線から突出している建築物等がないか確認！

道路後退線より突出している建築物等がある場合

道路後退線から突出している建築物(門や塀等を含む)や擁壁等の支障物の撤去を行う

- ・ 横浜市狭あい道路拡幅整備事業の協議書に基づき撤去を行う
- ・ 配置図に、道路種別・道路中心線及び道路後退線・支障物・道路排水設備(U字溝)・市杭や公道の境界線(公道の場合)を明記
- ・ 工事完了時までに支障物の撤去を行う(申請書類中に記載)

★必要提出書類

- ・ 現況幅員の現地メジャーテープあて写真(近景及び遠景、寸法の読み取れるもの)
- ・ 横浜市狭あい道路拡幅整備事業の協議書の写し
- ・ 狭あい道路敷実測図の写し

【建築基準法第43条及び第44条への適合について】

⑤ 法第43条第2項第1号の認定又は同項の2号の許可を要する道路上空地

○ 法第43条第2項に基づく許可は必要ですか？



○ (必要な場合)

許可を取得、許可通知書の写しを提出

○ (必要でない場合)

建築物及び建築物の敷地が法第43条第2項に基づく許可の建築審査会包括同意基準に適合するか市街地建築課へ相談・建築防災課へ報告 (市街地建築課の担当者名も報告してください)

※ 補助要件

建築審査会包括同意基準について、次のいずれかを満たすこと

- 3-3 (1)ア～エ及び(6)を満たす
- 3-3の2 (1),(2),(3)ア,イ及び(7)を満たす

【建築基準法第43条及び第44条への適合について】

⑤法第43条第2項第1号の認定又は同項の2号の許可を要する道路上空地

建築審査会包括同意基準のうち補助要件となるものに適合しない場合

工事完了までに基準に適合させる

(例: 支障物の撤去が必要な場合)

- ・ 配置図に、道路種別・空地の位置・撤去が必要な支障物・現況地物・市杭や公道の境界線(行動の場合) を明記
- ・ 工事完了時までに支障物の撤去を行う(申請書類中に記載)

★必要提出書類

- ・ 現況幅員・接道幅の現地メジャーテープあて写真(近景及び遠景、寸法の読み取れるもの)
- ・ (公道の場合)道路台帳平面図、道路台帳区域線図
- ・ 公図の写し、地積測量図、土地の登記事項証明書」
(道路状の空地部分と、それに接する土地等)
- ・ その他必要に応じ、当該地及び周辺宅地の過去の建築確認の「建築計画概要書」及び「建築確認申請台帳記載証明書」

【建築基準法第43条及び第44条への適合について】

⑥否道路 …すでに建築基準法の道路に該当しないと判断された道

- 法第43条第2項の規定による許可の建築審査会包括同意基準に適合するか市街地建築課に相談！（→防災課に報告）

⑦未判定道路

- 建築指導課へ道路相談票を提出の上、道路判定を依頼！
- 道路種別確定後、各道路種別の扱いに従う

【建築基準法第43条及び第44条への適合について】

接道長さ、敷地内通路形態

①接道長さ

○ 接道幅は2m以上ですか？

②敷地内通路形態（横浜市建築基準条例第4条）

○ 敷地内通路幅員と延長の関係が条例に適合していますか？

路地状部分の長さ	路地状部分の幅員
15mを超え25m以下のもの	3 m以上
25mを超えるもの	4 m以上

【建築基準法第43条及び第44条への適合について】

不適合の場合

○ 隣接地から敷地を貸借し建築物の敷地としての使用承諾を得る

※ 隣地の建築敷地が減となるため、隣地についても建築基準法関係法令等のチェックが必要

- ・ 配置図に貸借した土地を明記
- ・ 土地使用承諾書を添付

★必要提出書類

- ・ 配置図(接道幅を記載)
- (・ 現地メジャーテープあて写真(近景・遠景)(寸法の確認ができるもの))

【建築基準法第52条及び第53条への適合について】

確認事項

- ・ 建築基準法第52条(容積率)
- ・ 建築基準法第53条(建ぺい率)

ー建築面積・延面積ー

- ・ 別棟の物置及びカーポート等がある場合

→建築物概要に関する報告書の面積には算入しない

※ ベランダやバルコニーについては、建築物本体と一体の構造となっているか、形態や接続方法を調査し、確認すること。

- ・ 小屋裏物置がある場合

→階とみなし床面積に算入されるかを確認

※ 「神奈川県建築基準法取扱基準一面積、高さ、階数等の算定方法一」を参照

【その他】

確認事項

- 市街化調整区域内の建築物の場合
→ 建築防災課に報告のうえ、調整区域課に、都市計画法に適合しているかを確認（調整区域課の担当者名も控えておいてください）
- 擁壁・がけ等がある場合
→ 安全性について確認
安全であることが確認できた場合は、**配置図等に「〇〇の安全性について確認済」**等記入。
地震時に建築物に影響が出ると思われる場合は、安全策について検討。

【申請書類の入手方法】

申請書類は、「**横浜市建築局建築防災課**」のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/bosai/taishin/hojokinshienseido/mokutai/mokukaishu/download.html>

【申請書類の提出先】

耐震改修工事に係る申請書類は、横浜市建築局建築防災課に持参又は郵送で提出をしてください。

【横浜市建築局建築防災課】

〒231-0005

横浜市中区本町6-50-10 市庁舎25階

TEL: 045-671-2943 FAX: 045-663-3255

受付時間: 平日8時45分～12時、13時～17時15分



事業者登録講習会 受講確認書の提出について

受講確認書の提出をもって、登録の完了となりますので、必ず提出してください。

提出しない場合は、事業者登録できません。

【提出期限】

令和7年8月6日(水)必着

【提出方法】

郵送・窓口・メール(E-mail: kc-mokutai@city.yokohama.lg.jp)

受講確認書がお手元に無い場合は、下記ホームページにも公開しております。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/bosai/taishin/hojokinshienseido/mokutai/mokukaishu/boshuannai.html>

【事業に関する相談・問い合わせ先】

【横浜市建築局建築防災課】

〒231-0005

横浜市中区本町6-50-10 市庁舎25階

TEL: 045-671-2943 FAX: 045-663-3255

開庁時間: 平日8時45分～17時15分(12時00分～13時00分を除く)



ご清聴ありがとうございました。